

設楽ダムだより

第 18 号 2007.1

国土交通省中部地方整備局 設楽ダム工事事務所
〒441-1341 新城市杉山字大東 57
http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/

	TEL	FAX
総務課	(0536)23-4331	(0536)23-4401
用地第一課 用地第二課	(0536)23-4402	(0536)23-4482
工務課 調査設計課	(0536)23-4387	(0536)23-4408

設楽庁舎 〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字川原田 1-2
TEL/(0536)62-1290

平成19年を迎えて 新年のご挨拶

事務所長
山内 博から



新年あけましておめでとございます。

旧年中は格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

平成19年は、設楽ダムにとりまして大変重要な年となります。

環境アセスメントに関しては、三段階の最後の手続きであります「評価書」の作成を行います。また、設楽ダムの事業費や工期を定める「基本計画」の策定を行った後、水没される皆様の生活再建の第一歩となる「補償基準」の年内の提示を目指しております。

皆様のご理解が得られれば、昭和四十七年に設楽ダムの地元申し入れ以来初めて用地買収や準備工事に着手して参りたいと考えております。

設楽ダム建設は、この地域でも最大規模のプロジェクトです。地元の皆様や設楽町、愛知県とも協力して、水没される皆様の生活再建は勿論のこと、ダムを契機に設楽町や周辺地域が活性化し、地元の皆さんが元気になるよう努力してまいります。

設楽ダムの建設にあたっては、①環境に優しいダム、②ユーザーに優しいダム、③水源地に優しいダム。この3点を念頭において取り組んでまいります。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

最後になりましたが、今年が皆様にとりまして幸多き年になりますことをご祈念致しまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

設楽庁舎 改修工事のお知らせ



昨年10月に開設した設楽ダム工事事務所設楽庁舎は、1月から3月末まで改修工事を実施します。その間職員は常駐しませんのでよろしくおねがいします。

4月からは、用地職員が常駐し勤務します。



ご迷惑をお掛けします



「地目認定協議」を実施中です

補償基準提示・妥結までの流れ

地目認定協議

H18.10～H19.2月頃まで

各地区から選任された設楽ダム対策協議会役員の方々と協議します。調査時点の現況地目を基準に土地の地目の協議をします。

個別説明

土地の測量、物件調査の結果を各所有者ごとに「土地調書」、「物件調書」として報告します。

「土地調書」に記載された土地の地番・地目・面積や、「物件調書」に記載された建物・工作物・立竹木の数量に相違がないかを確認していただきます。

等級格差協議

地目別に設楽ダム対策協議会役員の方々と等級格差の協議をします。

土地の補償は宅地・田・畑・山林等の地目別に等級付けをし、取得価格を決定します。

物件補償の協議

各補償項目、補償内容等について、当地域の現況などに基づく補償の内容について設楽ダム対策協議会と協議します。

個別説明

設楽ダム対策協議会役員の方々と等級格差の協議が整いましたら各土地所有者ごとに等級の説明をします。

補償基準提示

H19秋頃を目標

各補償項目ごとについて、当地域の現況などに基づく具体的な補償を内容とする「設楽ダム建設事業に伴う補償基準」を設楽ダム対策協議会にご提示をします。

補償基準妥結

地目認定とは？

地目とは、土地の主たる用途による区分をいいますが、登記簿上の地目、固定資産税評価上の地目、現況地目等、必ずしも同じ地目になっているとは限りません。例えば登記簿上の地目は畑ですが、現況は相当期間耕作されずに原野となっているといったものです。

地目認定は現在利用されている状況、いわゆる『現況地目』により行うこととしています。そのため、各地区を共通の視点により、公平・客観的に個々の土地を認定するため、設楽ダム対策協議会役員会の皆様と協議します。



現地確認の様子